配炭公團等各種公團法の施行に伴い政府職員となつた者の給與の取り扱い方要綱（閣議決定案）

昭和[illegible]年[illegible]月六日

一 特別調達廳並びに配炭、石油配給等公團の役職員は、關係法律の規定により當然國庫支辨の政府職員となり、官吏に關する一般法令に從うものとせられたのであるが、

二 現在までの各公團の給與体系は官廳に於ける給與体系と大差があるばかりでなく、團体毎にも區々にわたり、又その給與水準も一般官廳職員に比し相當高位にあり、團体毎にも著しく均衡を欠いていること。

各公團は、國とは別個の法人格を有し、その存續期間は、經濟安定本部又は臨時物資需給調整法と同様とされているため恒久的のものではなく官廳間には類例のない特異な性格をもっていること。

三 公團役職員の給與に關する關係方面の意嚮等諸般の事情を考慮し關係法律においていずれも公團役職員の給與に關し特例を設けることができる旨の規定に從い公團役職員の給與については各公團を通じ當分の間左記によることとする。

記

一 公團の役職員が從前から受けていた定期的給與の總額は本年三月以降における特別昇給額を除き原則としてこれを維持することとする。

二 公團役職員の本俸はそれぞれ同格とされた官廳職員のそれにより、その他の給與体系も原則として官廳職員の制度を適用するが從前の給與額維持のため及その職務の性質上特に必要あるときは特別の手當制度を設け補足することが出來る。

三 公團役職員の給與水準は一般に官廳職員に比し相當高位にあるから、將來官廳職員につき給與水準を改訂する際には、各公團間並びに官廳職員との給與水準の不權衡を逐次是正することを目途として、各公團毎に異つた改訂率を適用すること。

（註）右は官廳職員の給與水準が追付くまで公團役職員の水準を据置くという意味ではない。

四 公團役職員の給與に關するその他の問題は前各號の趣旨によってこれを定める。

五 退職手當については公團設立直前の月末を以て各團体より打切支給を受くるものとすること。

六 公團役職員に對する特別の報酬については別にこれを定めること。

国立公文書館
National Archives of Japan